

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件新旧対照条文
 ○食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
第1 食品 A 食品一般の成分規格 1～5 (略) 6 (1) 食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度			第1 食品 A 食品一般の成分規格 1～5 (略) 6 (1) 食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度		
第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
イソプロカルブ	(略)	(略)	イソプロカルブ	(略)	(略)
イソプロチオラン	米 りんご 日本なし 西洋なし びわ もも うめ ぶどう 牛の筋肉 牛の脂肪 牛の肝臓 牛の腎臓 牛の食用部分 乳 魚介類	<u>10ppm</u> 0.05ppm 0.05ppm 0.05ppm 0.02ppm 0.02ppm 0.03ppm 0.02ppm 0.02ppm 0.02ppm 0.02ppm 0.02ppm 0.02ppm 0.02ppm 0.02ppm 3 ppm	イソプロチオラン	米 りんご 日本なし 西洋なし びわ もも うめ ぶどう 牛の筋肉 牛の脂肪 牛の肝臓 牛の腎臓 牛の食用部分 乳 魚介類	<u>2 ppm</u> 0.05ppm 0.05ppm 0.05ppm 0.02ppm 0.02ppm 0.03ppm 0.02ppm 0.02ppm 0.02ppm 0.02ppm 0.02ppm 0.02ppm 0.02ppm 0.02ppm 3 ppm
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
エチクロゼート	(略)	(略)	エチクロゼート	(略)	(略)
エチプロール	米 大豆	0.2ppm 0.2ppm	エチプロール	米 大豆	0.2ppm 0.2ppm

	えだまめ みかん なつみかんの果実全体 レモン オレンジ グレープフルーツ ライム その他のかんきつ類果実 りんご かき 茶 その他のスパイス 魚介類	0.5ppm 0.1ppm 0.7ppm 0.7ppm 0.7ppm 0.7ppm 0.7ppm 0.7ppm 1ppm 0.2ppm 10ppm 3ppm 0.09ppm		えだまめ りんご 茶 魚介類	0.5ppm 1ppm 10ppm 0.09ppm
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
カプタホール	(略)	(略)	カプタホール	(略)	(略)
カラゾロール	牛の筋肉 豚の筋肉 牛の脂肪 豚の脂肪 豚の肝臓 豚の腎臓 豚の食用部分 乳	0.005ppm 0.005ppm 0.005ppm 0.005ppm 0.025ppm 0.025ppm 0.025ppm 0.001ppm			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
チアメトキサム	(略)	(略)	チアメトキサム	(略)	(略)
チオベンカルブ	米 小麦 大麦 ライ麦 とうもろこし その他の穀類 大豆 小豆類 らつかせい	0.2ppm 0.05ppm 0.05ppm 0.05ppm 0.03ppm 0.05ppm 0.02ppm 0.1ppm 0.05ppm	チオベンカルブ	米 小麦 大麦 ライ麦 とうもろこし その他の穀類 大豆 小豆類 らつかせい	0.2ppm 0.05ppm 0.05ppm 0.05ppm 0.03ppm 0.05ppm 0.02ppm 0.1ppm 0.05ppm

ばれいしよ	0.02ppm
さといも類	0.05ppm
エンダイブ	0.05ppm
レタス	0.2ppm
たまねぎ	0.02ppm
ねぎ	0.02ppm
にんじん	0.02ppm
セロリ	0.2ppm
えだまめ	0.03ppm
牛の筋肉	0.01ppm
豚の筋肉	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01ppm
牛の脂肪	0.01ppm
豚の脂肪	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01ppm
牛の肝臓	0.01ppm
豚の肝臓	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01ppm
牛の腎臓	0.01ppm
豚の腎臓	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01ppm
牛の食用部分	0.01ppm
豚の食用部分	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01ppm
乳	0.01ppm
鶏の筋肉	0.03ppm
その他の家きんの筋肉	0.03ppm
鶏の脂肪	0.03ppm
その他の家きんの脂肪	0.03ppm
鶏の肝臓	0.03ppm
その他の家きんの肝臓	0.03ppm
鶏の腎臓	0.03ppm
その他の家きんの腎臓	0.03ppm
鶏の食用部分	0.03ppm
その他の家きんの食用部分	0.03ppm
鶏の卵	0.03ppm
その他の家きんの卵	0.03ppm
魚介類（貝類に限る。）	9 ppm
魚介類（貝類を除く。）	0.3ppm

ばれいしよ	0.02ppm
さといも類	0.05ppm
エンダイブ	0.05ppm
レタス	0.2ppm
たまねぎ	0.02ppm
ねぎ	0.02ppm
にんじん	0.02ppm
セロリ	0.2ppm
えだまめ	0.03ppm
牛の筋肉	0.01ppm
豚の筋肉	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01ppm
牛の脂肪	0.01ppm
豚の脂肪	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01ppm
牛の肝臓	0.01ppm
豚の肝臓	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01ppm
牛の腎臓	0.01ppm
豚の腎臓	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01ppm
牛の食用部分	0.01ppm
豚の食用部分	0.01ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01ppm
乳	0.01ppm
鶏の筋肉	0.03ppm
その他の家きんの筋肉	0.03ppm
鶏の脂肪	0.03ppm
その他の家きんの脂肪	0.03ppm
鶏の肝臓	0.03ppm
その他の家きんの肝臓	0.03ppm
鶏の腎臓	0.03ppm
その他の家きんの腎臓	0.03ppm
鶏の食用部分	0.03ppm
その他の家きんの食用部分	0.03ppm
鶏の卵	0.03ppm
その他の家きんの卵	0.03ppm
魚介類（貝類に限る。）	0.5ppm
魚介類（貝類を除く。）	0.02ppm

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
フルフェンピルエチル	(略)	(略)	フルフェンピルエチル	(略)	(略)
フルベンジアミド	<u>とうもろこし</u> 大豆 <u>ばれいしよ</u> <u>さといも類</u> <u>かんしよ</u> だいこん類の根 だいこん類の葉 はくさい キャベツ <u>カリフラワー</u> <u>ブロッコリー</u> レタス ねぎ <u>アスパラガス</u> <u>セロリ</u> トマト ピーマン なす きゅうり <u>かぼちや</u> <u>すいか</u> <u>メロン類果実</u> <u>えだまめ</u> りんご 日本なし 西洋なし もも ネクタリン <u>あんず</u> <u>すもも</u> おうとう いちご ぶどう <u>かき</u> <u>綿実</u>	0.02ppm 0.3ppm 0.05ppm 0.05ppm 0.05ppm 0.1ppm 10ppm 5ppm 3ppm 0.6ppm 5ppm 15ppm 3ppm 1ppm 5ppm 1ppm 3ppm 1ppm 0.7ppm 0.2ppm 0.05ppm 0.02ppm 5ppm 1ppm 1ppm 1ppm 0.05ppm 1ppm 2ppm 2ppm 2ppm 2ppm 0.3ppm 0.9ppm	フルベンジアミド	大豆 だいこん類の根 だいこん類の葉 はくさい キャベツ レタス ねぎ トマト ピーマン なす きゅうり りんご 日本なし 西洋なし もも ネクタリン おうとう いちご ぶどう	0.3ppm 0.03ppm 10ppm 5ppm 3ppm 15ppm 3ppm 0.7ppm 3ppm 1ppm 0.7ppm 1ppm 1ppm 1ppm 0.05ppm 1ppm 2ppm 2ppm 2ppm

	<u>くり</u> <u>ペカン</u> <u>アーモンド</u> <u>くるみ</u> <u>茶</u> <u>その他のハーブ</u>	<u>0.06ppm</u> <u>0.06ppm</u> <u>0.06ppm</u> <u>0.06ppm</u> <u>40ppm</u> <u>5 ppm</u>		茶	40ppm
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
メフェナセット	(略)	(略)	メフェナセット	(略)	(略)
メフェンピルジエチル	<u>小麦</u> <u>大麦</u> <u>ライ麦</u> <u>とうもろこし</u> <u>そば</u> <u>その他の穀類</u>	<u>0.05ppm</u> <u>0.05ppm</u> <u>0.01ppm</u> <u>0.01ppm</u> <u>0.01ppm</u> <u>0.01ppm</u>			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
モキシデクチン	(略)	(略)	モキシデクチン	(略)	(略)
モネパンテル	<u>その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉</u> <u>その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪</u> <u>その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓</u> <u>その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓</u> <u>その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分</u>	<u>モネパン</u> <u>テルスル</u> <u>ホンとして</u> <u>0.7ppm</u> <u>モネパン</u> <u>テルスル</u> <u>ホンとして</u> <u>7 ppm</u> <u>モネパン</u> <u>テルスル</u> <u>ホンとして</u> <u>5 ppm</u> <u>モネパン</u> <u>テルスル</u> <u>ホンとして</u> <u>2 ppm</u> <u>モネパン</u> <u>テルスル</u>			

ホンとし
て5ppm

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(2)~(11) (略)

7

(1)食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

第1欄	第2欄	第3欄
(略)	(略)	(略)
カナマイシン	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(2)~(11) (略)

7

(1)食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度

第1欄	第2欄	第3欄
(略)	(略)	(略)
カナマイシン	(略)	(略)
カラゾロール	牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉 牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪 牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓 牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓 牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部	0.005ppm 0.005ppm 0.001ppm 0.005ppm 0.005ppm 0.001ppm 0.02ppm 0.025ppm 0.001ppm 0.02ppm 0.025ppm 0.001ppm 0.02ppm 0.03ppm 0.001ppm

分	$\frac{m}{0.001pp}$
乳	$\frac{m}{0.001pp}$
<u>鶏の筋肉</u>	$\frac{m}{0.001pp}$
<u>その他の家きんの筋肉</u>	$\frac{m}{0.001pp}$
<u>鶏の脂肪</u>	$\frac{m}{0.001pp}$
<u>その他の家きんの脂肪</u>	$\frac{m}{0.001pp}$
<u>鶏の肝臓</u>	$\frac{m}{0.001pp}$
<u>その他の家きんの肝臓</u>	$\frac{m}{0.001pp}$
<u>鶏の腎臓</u>	$\frac{m}{0.001pp}$
<u>その他の家きんの腎臓</u>	$\frac{m}{0.001pp}$
<u>鶏の食用部分</u>	$\frac{m}{0.001pp}$
<u>その他の家きんの食用部分</u>	$\frac{m}{0.001pp}$
<u>鶏の卵</u>	$\frac{m}{0.001pp}$
<u>その他の家きんの卵</u>	$\frac{m}{0.001pp}$
<u>魚介類（さけ目魚類に限る。）</u>	$\frac{m}{0.001pp}$
<u>魚介類（うなぎ目魚類に限る。）</u>	$\frac{m}{0.001pp}$
<u>魚介類（すずき目魚類に限る。）</u>	$\frac{m}{0.001pp}$
<u>魚介類（その他の魚類に限る。）</u>	$\frac{m}{0.001pp}$
<u>魚介類（貝類に限る。）</u>	$\frac{m}{0.001pp}$
<u>魚介類（甲殻類に限る。）</u>	$\frac{m}{0.001pp}$
<u>その他の魚介類</u>	$\frac{m}{0.001pp}$

			鶏の食用部分	0.05ppm
			その他の家きんの食用部分	0.05ppm
			鶏の卵	0.01ppm
			その他の家きんの卵	0.01ppm
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2)~(9) (略)			(2)~(9) (略)	
8~11 (略)			8~11 (略)	
B~D (略)			B~D (略)	
第2 添加物			第2 添加物	
A、B (略)			A、B (略)	
C 試薬・試液等			C 試薬・試液等	
(略)			(略)	
1~10 (略)			1~10 (略)	
11 参照赤外吸収スペクトル			11 参照赤外吸収スペクトル	
(略)			(略)	
ピペリジン (略)			ピペリジン (略)	
ピラジン (略)			ピラジン (略)	
(略)			(略)	
2-ペンタノール (略)			2-ペンタノール (略)	
1-ペンテン-3-オール (略)			(略)	
(略)			(略)	
2-メチルブチルアルデヒド (略)			2-メチルブチルアルデヒド (略)	
3-メチル-2-ブテナール (略)			(略)	
3-メチル-2-ブテノール (略)			(略)	
(略)			(略)	
D 成分規格・保存基準各条			D 成分規格・保存基準各条	
(略)			(略)	
氷酢酸 (略)			氷酢酸 (略)	
ピラジン				
Pyrazine				
$C_4H_4N_2$		分子量 80.09		
Pyrazine [290-37-9]				
含 量	本品は、ピラジン ($C_4H_4N_2$) 98.0%以上を含む。			
性 状	本品は、白~淡黄色の固体で、特有のにおいがある。			
確認試験	本品を粉末にして窓板に挟み、加温して溶解させ、冷後、赤外吸収			

スペクトル測定法中の薄膜法により測定し、本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき、同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

純度試験 融点 51~55°C

定量法 本品0.1gを量り、エタノール1mlを加えて溶かし、香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件(2)により定量する。

—

(略)

2-ペンタノール (略)

1-ペンテン-3-オール

1-Penten-3-ol

C₅H₁₀O 分子量 86.13

Pent-1-en-3-ol [616-25-1]

含量 本品は、1-ペンテン-3-オール (C₅H₁₀O) 98.0%以上を含む。

性状 本品は、無色透明な液体で、特有のにおいがある。

確認試験 本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し、本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき、同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

純度試験 (1) 屈折率 n_D²⁰=1.419~1.427

(2) 比重 d₄²⁵=0.834~0.840

定量法 香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件(2)により定量する。

(略)

2-メチルブチルアルデヒド (略)

3-メチル-2-ブテナール

3-Methyl-2-butenal

C₅H₈O 分子量 84.12

3-Methylbut-2-enal [107-86-8]

含量 本品は、3-メチル-2-ブテナール (C₅H₈O) を97.0%以上を含む。

性状 本品は、無色透明な液体で、特有のにおいがある。

確認試験 本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し、本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき、同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

純度試験 (1) 屈折率 n_D²⁰=1.458~1.464

(2) 比重 d₄²⁵=0.870~0.875

(3) 酸価 5.0以下 (香料試験法)

(略)

2-ペンタノール (略)

(略)

2-メチルブチルアルデヒド (略)

定量法 香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件(2)により定量する。ただし、カラムは、内径0.25~0.53mm、長さ30~60mのケイ酸ガラス製の細管に、ガスクロマトグラフィー用ポリエチレングリコールを0.25~1 μ mの厚さで被覆したものを使用する。

3-メチル-2-ブテノール

3-Methyl-2-butenol

C₅H₁₀O

分子量 86.13

3-Methylbut-2-en-1-ol [556-82-1]

含量 本品は、3-メチル-2-ブテノール (C₅H₁₀O) 98.5%以上を含む。

性状 本品は、無色透明な液体で、特有のにおいがある。

確認試験 本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し、本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき、同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

純度試験 (1) 屈折率 $n_D^{20}=1.438\sim1.448$

(2) 比重 $d_4^{25}=0.855\sim0.863$

(3) 酸価 1.0 以下 (香料試験法)

定量法 香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件(2)により定量する。ただし、カラムは、内径0.25~0.53mm、長さ30~60mのケイ酸ガラス製の細管に、ガスクロマトグラフィー用ポリエチレングリコールを0.25~1 μ mの厚さで被覆したものを使用する。

(略)

E (略)

F 使用基準

(略)

ピペロニルブトキシド (略)

ピラジン

ピラジンは、着香の目的以外に使用してはならない。

(略)

2-ペンタノール (略)

1-ペンテン-3-オール

1-ペンテン-3-オールは、着香の目的以外に使用してはならない。

(略)

2-メチルブチルアルデヒド (略)

3-メチル-2-ブテノール

3-メチル-2-ブテノールは、着香の目的以外に使用してはならない。

(略)

E (略)

F 使用基準

(略)

ピペロニルブトキシド (略)

(略)

2-ペンタノール (略)

(略)

2-メチルブチルアルデヒド (略)

3-メチル-2-ブテノール

3-メチル-2-ブテノールは、着香の目的以外に使用してはならない。

(略)

第3～第5 (略)

(略)

第3～第5 (略)